

公益社団法人 科学技術国際交流センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人科学技術国際交流センター（英文名 Japan International Science and Technology Exchange Center、略称「JISTEC」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
2 この法人は、従たる事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、科学技術分野における内外の交流の促進、科学技術分野の研究及び研究者への助成並びに科学技術分野の研究の促進を行うことにより、科学技術の振興を図るとともに、国際社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 科学技術分野の研究者の交流
 - (2) 科学技術分野の研究及び研究者への助成
 - (3) 科学技術分野の研究の支援
 - (4) 内外の研究者のための生活支援
 - (5) 内外の科学技術に関する情報の収集、整理及び提供
 - (6) 内外の科学技術動向に関する調査及び研究
 - (7) 科学技術に関するセミナー、講演会等の開催
 - (8) 科学技術に関する国際会議等の開催の支援
 - (9) 科学技術に関する普及啓発及び表彰
 - (10) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国で行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 本法人に功労のあった者又は学識経験者であって総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 この場合、理事会および総会において決議する前に、当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会と

する。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) この法人が保有する株式に係る議決権の行使
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員及び代理人は、代理権を証明する書面を議長に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第19条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務終了時までには、当該記載した議決権行使書面を提出して行うこととする。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。

3 前項の会長、理事長、専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人に理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在員数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

また、他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事現在員数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 理事長は、本法人を代表し、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 専務理事は、本法人を代表し、会長及び理事長を補佐し、本法人の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 常務理事は、会長、理事長及び専務理事を補佐し、日常の業務を処理する。
- 6 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第 27 条 理事及び監事にたいして、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 28 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 29 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、理事長及び専務理事並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 顧問及び参与

(顧問)

第 34 条 この法人に任意の機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応じる。
- 4 顧問の委嘱期間は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(参与)

第 35 条 会長は、理事会の承認を得て、任意の機関として参与を委嘱することができる。

- 2 参与は、20 名以上 40 名以内とする。
- 3 参与は、参与会を組織し、会長の諮問に応じる。

(任期)

第 36 条 参与の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(参与会)

第 37 条 参与会は、必要なときに、会長がこれを招集する。

- 2 参与会は、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議する。
- 3 その他参与会の運営に関して必要な事項は、理事会が定める。

第 8 章 資産及び会計

(基本財産)

第 38 条 この法人の基本財産は、別表のとおりとする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 46 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 事務局

（設置等）

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 11 章 補則

（細則）

第 47 条 本法人の運営に関し必要な細則は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は柘植綾夫、専務理事は岩崎健一とする。

附則

1 この定款は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

別表 基本財産（第 38 条関係）

財産種別	物量等
電話加入権	224,952 円